

実践して実感！

人事のためのスキル 向上 仕事塾

～効率的・効果的な仕事の方法～

財務の基礎

第2回 一定時点の財政状態を表す貸借対照表

● 貸借対照表とは

貸借対照表とは、一定時点（決算日等）の会社の財政状態を表した書類である。向かって左側に「資産」、向かって右側に「負債」と「純資産」を記載する（図表）。左右の合計額が必ず一致することから「バランスシート（Balance sheet=B/S）」とも呼ばれる。

1. 資産の部

「資産」を記載する欄を「資産の部」という。「資産の部」は次の「流動資産」「固定資産」「繰延資産」の3つに分けて記載する。

(1) 流動資産

流動資産（=流動性が高い資産）は「現金化しやすい資産」である。『現金及び預金』や『受取手形』『売掛金』、『商品』、『短期貸付金』等がある。「流動資産」と「固定資産」の分類は次の2つの基準で判断する。

(1) 正常営業循環基準

会社の営業活動から発生した通常の資産を流動資産とする基準。決済用の現預金、受取手形や売掛金等の営業債権、販売目的の商品や製品等の棚卸資産は、正常営業循環基準で流動資産となる。

(2) ワン・イヤー・ルール

貸借対照表日（決算日等）の翌日から数えて1年内に現金化される資産を流動資産とする基準。定期預金や営業債権以外の金銭債権等はワン・イヤー・

法人企業統計調査によると、2016年度の法人企業全体の経常利益は前年度比9.9%増の75.0兆円となり、4年連続で過去最高額を更新した。一方、企業が生み出した付加価値額に占める人件費の割合（労働分配率）は67.5%と、4年前に比べて4.8ポイント低下している。

本連載では「働く人の成果の分配」を実現するためのヒントとなる、財務会計の基礎についてご紹介する。

平井会計事務所
税理士 平井 満広

図表 貸借対照表の記載例

貸借対照表
〔平成XX年×月×日現在〕

〔単位：千円〕

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕			
I 流動資産	×	流动負債	×
現金及び預金	×	支払手形	×
受取手形	×	買掛金	×
売掛金	×	短期借入金	×
商品	×	未払法人税等	×
短期貸付金	×	賞与引当金	×
II 固定資産	×	III 繰延資産	×
I 有形固定資産	×	長期負債	×
建物	×	長期借入金	×
車両運搬具	×	退職給付引当金	×
工具器具備品	×	負債の部合計	×
土地	×	IV 純資産の部	×
2 無形固定資産	×	I 株主資本	×
ソフトウエア	×	資本剰余金	×
3 投資その他の資産	×	資本轉換余資	×
長期性預金	×	II 利益剰余金	×
長期貸付金	×	その他利益剰余金	×
保険積立金	×	繰延利潤剰余金	×
III 繰延資産	×	III 決算未処理損益等	×
開業費	×	IV 新規子会社	×
資産の部合計	A B C	純資産の部合計	A B C
△ 必ず一致する			

ルールで流動・固定を判断する。たとえば返済期日が1年以内の『短期貸付金』は流動資産となる。

(2) 固定資産

固定資産とは、会社が長期間にわたって事業活動に利用する資産のことで、3つに分けて記載する。

① 有形固定資産

「カタチが目に見える固定資産」のことである。『建物』や『車両運搬具』、『工具器具備品』、『土地』等が該当する。一般的に、利用期間（耐用年数とい

う）に応じて購入額を費用化（減価償却）する。ただし、時の経過で価値が減少しない土地等は減価償却しない（非減価償却資産）。

② 無形固定資産

「カタチが目に見えない固定資産」のことである。『ソフトウエア（コンピュータを動かすプログラム）』や『特許権』『権利地権』等の権利が該当する。

③ 投資その他の資産

上記に含まれない固定資産のことである。満期日まで1年を超える『長期性預金』、返済期日まで1年を超える『長期貸付金』、『保険積立金（貯蓄性が高い生命保険契約）』等が該当する。

(3) 繰延資産

繰延資産とは、実際は費用だが会計上のきまりで資産とする項目である。費用化することから「繰延資産」と呼ばれる。「資産」という名称だが換金価値はない。繰延資産となるのは会計上、『創立費（会社設立までにかかった費用）』や『開発費（新技術の開発等にかかった費用）』等5つしかない。

2. 負債の部

「負債」を記載する欄を「負債の部」という。「負債の部」は次の「流動負債」「固定負債」の2つに分けて記載する。なお「流動負債」と「固定負債」の分類の基準は資産の分類と同じ考え方である。

(1) 流動負債

流動負債は、仕入債務（営業債務）である『支払手形』や『買掛金』、1年以内に支払う義務のある『短期借入金』や『未払法人税等』等の債務のほか、『賞与引当金』がある。賞与引当金とは、支払を予定している賞与に備えてあらかじめ見積もった金額のことで、たとえば3月決算の会社が1~6月分の賞与として60万円を支給する予定の場合、1~3月の期間に対応する30万円が賞与引当金となる。なお賞与引当金の額は損金（税務上の経費）としては認められない。

(2) 固定負債

固定負債は、返済期日が1年を超える『長期借入金』や『退職給付引当金』等がある。退職給付引当

財務の基礎



金とは「将来、支払う義務がある退職金の現在の価値」から「退職金の原資として準備してある資産」を差し引いた「不足額」のこと。退職給付引当金が多いほど「積立不足が多い」ということになる。ただし追加拠出が生じない制度（中小企業退職金共済制度等）を採用している会社は引当金を計上する必要はない。

3. 純資産の部

「純資産」を記載する欄を「純資産の部」という。純資産の部は「株主資本（株主が処分等の権利を持つ部分）」、「評価・換算差額等」「新株予約権」で構成される。なお純資産がマイナスになることを「債務超過」と呼ぶ。「債務超過」の会社は倒産のリスクが高いと判断され、銀行からの融資を受けることが難しくなる。さらに株主資本は次の3つに分けられる。

(1) 資本金

資本金は原則、株主が会社に対して払い込んだ金額のことである。一般的に会社の規模や信用の目安となる。会社の業績や保有財産の増減で変化することはない。資本金1円でも会社を設立することができる。

(2) 資本剰余金

資本剰余金は、「資本取引」から生じた剰余金のこと。株主が会社に払い込んだ金額のうち、資本金に組み入れなかった金額や、会社が保有する自己株式を処分したさいに生じた差益等が該当する。

(3) 利益剰余金

利益剰余金は、「損益取引」から生じた剰余金のこと。設立から累積した利益のうち、株主還元（配当）等しないで会社に留保した金額である（ただし同額のキャッシュが会社に保管されているわけではない）。

PROFILE

平井満広（ひらい・みつひろ）

税理士。1975年埼玉生まれ、山口・群馬・東京育ち。98年日本大学文理学部心理学卒業。中央競馬ビーアールセンター（JRA外郭団体）、落合会計事務所、KCCSマネジメントコンサルティング（アーメバ経営「京セラグループ」）勤務後、08年に独立開業。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業向けの業績改善・経営指導に力を入れている。